

# 船舶事故調査報告書

平成28年4月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 衝突   |
| 発生日時  | 平成24年7月15日 13時30分ごろ  |
| 発生場所  | 大阪府泉南市りんくう南浜海水浴場東方沖<br>樽井漁港東突堤灯台から真方位102°480m付近<br>（概位 北緯34°22.9′ 東経135°15.9′）   |
| 事故調査の経過   | 平成24年10月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 水上オートバイ <sup>スリーハンドレッド</sup> three hundred、0.1トン<br>250-55697大阪、株式会社ニューライフスタイル<br>2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP<br>ガソリン機関、213kW、平成24年5月<br>B 水上オートバイ リードボディ、0.1トン<br>260-46687大阪、個人所有<br>2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP<br>ガソリン機関、188kW、平成22年5月 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長A 男性 47歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成14年11月28日<br>免許証交付日 平成19年11月22日<br>（平成24年11月27日まで有効）<br>B 船長B 男性 43歳<br>特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成21年3月27日<br>免許証交付日 平成21年3月27日<br>（平成26年3月26日まで有効）   |
| 死傷者等  | 重傷 1人（船長B）   |
| 損傷  | A 右舷船首部防舷材に擦過傷<br>B 右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷   |
| 事故の経過   | A船は、船長Aが1人で乗り組み、りんくう南浜海水浴場の砂浜から北西方向に築造された突堤沿いを南東進中、船長Aが、左舷方にB船と水上オートバイ1隻（以下「C船」という。）を、船首方の砂浜   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>付近に友人をそれぞれ認め、友人に水を掛けることを思い付いて接近した。</p> <p>船長Aは、船首方の友人に水を掛けようとして対地速力約2～3ノットで接近し、急加速して右に急旋回したところ、右舷至近にB船を認めたがどうすることもできず、平成24年7月15日13時30分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長B及びC船の船長（以下「船長C」という。）は、水上オートバイに乗船することとして13時25分ごろ、突堤から飛び込み、錨の付いた浮子に北を向いて係留中のB船及びC船に向かった。</p> <p>船長Bは、B船船首の係留索を外して後部から乗り込み、左舷船首方を向き、B船に置いていた救命胴衣を着用中、別の水上オートバイを認めてその船長と会話をしたのち、左舷船首方10m付近でB船の発進準備を待っている船長Cに準備ができた旨を伝えた際、右舷至近に接近するA船を認め、驚いて立ち上がったとき、A船がB船に衝突した。</p> <p>船長Bは、A船と接触して落水し、救助されて病院に搬送され、右腸骨骨折と診断された。</p> |
| <p>気象・海象</p>  | <p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好、気温 約29.6℃<br/> 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>  |
| <p>その他の事項</p>   | <p>船長A及び船長Bは、友人10人と共にモーターボート1隻及び水上オートバイ5隻で10時00分ごろマリナーを出航し、11時30分ごろりんくう南浜海水浴場東方沖の海域に着き、モーターボートを突堤西側に、水上オートバイを同船寄りにそれぞれ係留し、同突堤上で昼食をとりながら休息した。</p> <p>船長Aは、約10年前に免許を取得したのち、年間約10回の水上オートバイ操縦経験があり、A船を平成24年5月に購入し、本事故時が初めての操船であった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、機関始動前であった。</p>  |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、りんくう南浜海水浴場東方沖を南東進中、船長Aが、船首方の砂浜の友人に水を掛けようとして砂浜に接近し、右旋回する際、右舷船首方の見張りを行っていなかったことから、加速して右旋回したところ、B船に向首することとなり、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右旋回したところ、右舷至近にB船を認めたことから、右旋回する際、右舷船首方の見張りを行っていなかったものと考えら</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>れる。</p> <p>B船は、りんくう南浜海水浴場東方沖において、漂泊して発進準備中、船長Bが、左舷船首方を向いて救命胴衣を着用していたことから、旋回して右舷側から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>  |
| <b>原因</b> | <p>本事故は、りんくう南浜海水浴場東方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊して発進準備中、船長Aが、船首方の砂浜の友人に水を掛けようとして砂浜に接近し、右旋回する際、右舷船首方の見張りを行っていなかったため、加速して右旋回したところ、B船に向首することとなり、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <b>参考</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイを操船して旋回する際は、周囲の状況を確認すること。</li> <li>・人及び他船の付近で急加速及び急旋回をしないこと。</li> </ul>  |